

「社会福祉」という言葉が人々の日常生活の中で盛んに用いられるようになってきた。「社会福祉」は特定の対象者、すなわち貧困者、障害者、高齢者といった、いわゆる「社会的弱者」を対象として発展した歴史の経過がある。しかし、現代社会における「社会福祉」が、特定の人たちだけを対象とするのではなく、全国民を対象とするものに変化したということは明らかに事実である。

今や全国的課題となった「社会福祉」とは、いわば人々が「主体者」であり、「利用者」となったことを意味しており、人々は日常生活の中で、どのような「社会福祉サービス」を自分が積極的に活用し、利用できるのか、という関心を常にもっているのである。

ところで、このサービスは大きく二つに分けることができる。一つは社会福祉に関する諸々の法制度、政策あるいは社会福祉施設などの、いわゆる諸社会資源によるサービスである。利用する人々のためには、これらのサービスがどの程度体系化され、

整備され、拡充されていくかが重要となる。今一つは、高度な知識や技術をもった社会福祉専門職者による直接的・間接的援助サービスである。いわば前者の法制度や政策などを利用する個人や家族が、これらの

グループワークとスーパービジョン

黒木保博

諸社会資源を予防のために、あるいは問題解決のために時間的にも、経済的にも、効果的活用ができるようにする専門的援助サービスである。

たとえば、一人暮らし老人の日常生活問題解決をはかる「社会福祉サービス」としては、この老人が利用できる法制度や政策、施設に關することが「ハード面」であり、この老人に直接に会い、共に解決を考えていく専門援助のことが、後者のサービス、すなわち「ソフト面」ということができるので

あろう。以上のような「社会福祉サービス」を主に研究する「社会福祉学」は、専門的認識科学ではなく、それに基づく実践科学あるいは問題解決学であるということができ

る。この「社会福祉学」もこのサービスと同様に、大きく二つに分けることができる。つまり、法制度や政策などに関する研究する分野があり、今一つは専門的援助に関する研究分野である。

私の研究は、この分類によれば後者に属し、「社会福祉援助方法論」といわれている。この社会福祉援助方法論では、専門援助者による平素の援助活動の積み重ねの中から事象に作用している法則性を取りだし、妥当性と普遍性のある援助方法と技術の法則を創り出していくことが求められている。

ところで、社会福祉援助方法論も、その援助構造や方法、技術によってさらにこまかく分けられるが、直接援助活動、とりわけ「グループ」(集団)を援助構造の対象とする方法と技術を研究する「グループワー

「私の研究」

ク」が私の研究領域である。利用者の生活問題援助にあたって、専門援助者がグループの力（集団力学）を意図的に用いていく方法を「グループワーク」という。

「グループとは、お互いに助け合うことを必要としている人々の集りである」という立場から、グループのもつ「相互援助」機能に最大の着眼をしている援助方法である。もちろん、この相互援助力は自然に生まれてくるものではなく、専門援助者の妥当で有効な「はたらきかけ」（援助行動）が必要である。

つまり、グループワークの研究要素としては、①援助者について、②サービス利用者について、③援助者との関係について、④グループ・プログラム活動について、⑤援助過程について、などがあげられるが、この中で、⑤専門援助者が援助過程において、どのような法則から具体的援助行動をすればよいか、について私は目下関心をもっている。たとえば、利用者である「個人」が集まり、お互いが未知の状況下でグループを開始させる段階には、一体どのような

具体的援助行動をすれば効果的なのか、さらに時間的経過とともにグループとしてのまとまりをもってきた段階では、どのような援助行動が必要か、などを明らかにしていくことである。

アメリカのグループワーク理論の研究者L・シュルマンは、援助者による援助行動について緻密な効果測定を繰り返し、その中から専門援助者の具体的援助行動を二十七項目に区分整理している。私はこれを参考にしながら、我が国の社会福祉専門援助者に役立つような具体的な効果的な援助行動を創り上げていくことを課題としている。

さらに、この研究課題は、社会福祉実践現場における専門援助者の教育と養成に不可欠な「スーパービジョン」との密接な関連性をもっている。

専門援助者の教育と養成にあたっては、まず彼らに必要な能力である専門的知識、価値、方法、技術などを教室における体系的学習にて理解させることが必要である。それとともに、社会福祉実践現場での体験、すなわち実習を通じてそれらの能力を身を

もって習得させていくことも重要である。

この場合、援助者に必要な専門知識や価値観、技術をきちんと段階的に教える「教育的機能」、援助者が援助行動の中で順調に仕事ができるように精神面と情緒面で支えていく「支持機能」、援助者が効果的に働いていけるような環境を整備し、かつ彼らの仕事を定期的に評価できる「運営評価機能」という「スーパービジョン」が効果的に実施されなければならない。

つまり、援助者の具体的援助行動を明らかにするということは、これらのスーパービジョンを担当するスーパーバイザーが教育・支持・評価機能を効果的に発揮することができるようになるということとも関連している。

一九八七年、我が国では「社会福祉士及び介護福祉士」という国家試験による専門資格制度が導入された。生活問題解決と予防に必要な専門職者を養成し、社会に送り出していくための私の研究は始まったばかりである。

（大学文学部教授）

美学と言ってもその研究領域は広く、美
や芸術の本質についての理論的研究だけで
なく、美術や音楽、文芸、演劇や映画など
の諸芸術の理論的、歴史的研究を含んでい
る。私の場合は、学生時代にカントの『判
断力批判』について、卒業論文と修士論文
を書いて以来、カントの美学を中心に勉強
してきたこともあって、ドイツを中心とし
た西洋近代の美学理論を自分の専門領域と
思っている。カントの美学を研究していて、
一八世紀末から一九世紀前半の美学には、
芸術と自然の問題が根本に横たわっている
と思われた。しかしカントの『判断力批判』
(一七九〇年)からすでに二〇〇年もたつて
いるのであるから、現代では現代の問題意
識に基づいて、カントの美学を捉え直すの
でなければならぬと思ひ、そうした新し
い視点を探し求めているとき知ったのが、
ドイツのフランクフルト学派の『批判理
論』、とりわけTh. W. アドルノの思想であ
った。ホルクハイマーとの共著『啓蒙の弁
証法』という難解なドイツ語のテクストを
読んで知ったことは、数千年に及ぶ西洋文

明が人間の自然支配に基づいていること、
それも外的自然を支配するだけでなく、人
間の内的自然支配に基づいているというこ
とであった。こうした基本的な考えに立つ
て、自然支配を反省し、自然と人間との和
解に文明の進むべき道を求めること
は、アドルノでは
きわめてネガチヴ
にしか示されてい
ないが、このこと
をはつきりと語り
うるものこそ芸術
であると確信する
に至つたようであ
る。こうした視点
からすると、カン
トに代表される近
代の自由な自律的な理性的主体の確立と言
われるものが、じつは人間の内的自然の抑
圧によつて購われたものであることが知ら
れるだけでなく、カントの美学のなかには
同時に、こうした近代人の在り方への反省

自然との和解と芸術

村 田 誠 一

と批判が含まれているように思われた。こ
れはカントの美学を批判的に継承したシラ
ーにはつきり表われてくるが、芸術を人間
の精神と内外の自然との和解として捉える
見方である。自然をたんに美化、理想化し
たものと思われがちな西洋近代の芸術に
は、こうした視点からすると、人間の自然
への接し方への根本的な反省がこめられて
いることになるわけである。その点では、
人間を圧倒するような自然に、驚きや恐怖
とともに一種の喜びを感じるという、一八
世紀から一九世紀にかけて自覚されてきた
崇高の美意識にも、自然への接し方への反
省が含まれているように思われた。

ところで西洋近代の芸術も一九世紀中頃
からしだいに、自然や社会の現実をありの
ままに描写するリアリズムの方向に向か
い、かならずしも美しくない芸術が現われ
てくる。二〇世紀には美しくない芸術のほ
うがむしろ多いくらいである。この背景に
はむろん、資本主義の矛盾により社会の現
実が、人間が容易に和解しうるような状態
ではなくなっていくという事情があるわけ

「私の研究」

であり、カントやシラーに見られた精神と内外の自然との和解としての芸術という見方は、新しい現実在即して捉え直されねばならないことになる。この意味においても、美と対立する崇高は、美における自然との和解をいったん否定して、さらに何らかの意味でふたたび自然との和解を暗示する契機を含んでいるのではないかと推測される。

崇高論はヘーゲル以後しだいに衰退し、長い間美学でもほとんど問題にされていないが、右のような理由から、崇高の問題を通して和解の問題を根本的に考え直してみようと思つていたときに知つたのが、欧米で崇高論が流行しはじめていたということであつた。そのきっかけになつたのは、「崇高と前衛」と題した、フランスの哲学者リオタールの同志社での講演であつた。自分がひそかに注目している問題が、ヨーロッパで流行していると知つて、我が意を得たりと思つたが、崇高のルネサンスとも言われる近年の傾向は、これはこれでまた、別のコンテクストからだつたやうである。

二〇世紀初めの革命的な芸術運動をきっかけにして、芸術の自律性はきわめて疑わしいものになつてくる。芸術を社会現象に還元することはできず、また現代社会との関係を抜きにして芸術の自律性も考えられない。そこで、自律的な美学の可能性、あるいは自律的な美学の基礎として、美的経験をどのように再構成するかという問題が、今日の美学研究の焦点のひとつになつている。しかしこの問題はまた別の困難な問題と結びついている。従来美学には芸術固有の意義を、バウムガルテンやヘーゲル、さらにはハイデッガーのように真理と結びつけて説く立場と、カントのように芸術を美的なものとの表現として、真理の認識と切り離して考える立場とがある。いずれの立場も一長一短で、前者、比較的新しいところではハイデッガーの存在論やガダマーの解釈学は、芸術作品が芸術作品として存在するということはどういうことか、ということとはよく教えてくれるが、芸術もけつきよく真理のあらわれとなり、芸術を哲学に解消する危険を孕んでいる。他方、芸術を

美的なものとの表現として、哲学や道徳、宗教などの他の文化的価値諸領域から明確に区別しようとする、カントの美学のように、美的なものとの固有の意義が希薄になりがちである。芸術固有の意義を認めようという美的経験をどのように基礎づけるか、こうした問題のなから浮上してきたのが、崇高の問題のようである。

芸術は現代でもなお独自の意義をもちうるのかどうか、もしもちうるとすれば、それが人間と自然との関係にどのような意味をもつのか、こうした問題を崇高のなかに探っていくというのが、最近の私の研究である。具体的な芸術現象に即して、美学の基本的な問題をじっくり考えていきたいと願つている。

(大学文学部助教)

現代国家は行政国家とか福祉国家といわれていたが、最近そこに変化がみられる。それはおおむね次のようなことである。二十世紀になって国家の役割が拡大し、社会・経済のさまざまな領域に行政が関わりを持つようになったため、政府規模が拡大した。そのために、民間部門での自由な競争が阻害され、民間の活力が生かしきれないだけでなく、巨大な政府を維持するために政府部門に対して多くの資源が投入されることになってしまった。そこで、民間の自由競争の範囲を拡大し（規制緩和）、公共政策過程に民間の活力を導入する（民活導入、民営化、民間委託）、既存政策の見直し（事務事業の見直し、受益者負担の導入）などを通じて政府部門の規模・機能を縮小するという、いわゆる行政改革が展開された。

中央・地方を通じて、善しくも悪くもさまざまな改革が行われてきているが、その改革を支える理論が実のところ存在しない。何をどの様に改革すれば、何がどう変わるのか、そもそも何のために、誰のために改革するのかといったことが十分論議さ

れていない。それどころか、改革の対象になつていいる行政そのものがまだ十分に解明されてさえないのである。つまり、何か得体の知れないものを、改革と称して、改革者の都合に合わせて一部ないし一局面だけを切り出して問題にしているくらいがある。行政改革の前提として、行政そのものをもつと理解する必要がある。

行政の地図づくり

真山 達志

そこで、行政研究者の課題は、まず行政の全体像を明らかにすることである。私の研究もまさにこの行政

の全体像を解明することにある。もちろん、現代行政は社会の隅々まで関わりを持つているし、政策決定にも深く関わってきているので、その全体を解明することは私ひとりの能力をはるかに超えている。私の研究

は、行政の中でも政策の実施に関わる側面に焦点を合わせている。本来、行政の任務は政治によつて決められた政策を実施することであった。政策の忠実な執行者あるいは「政治の侍女」というのが、行政の代名詞であった。今日、行政が実施のみを担当し決定に関わっていないと考える人はいないが、それでも行政の本質は政策実施であることにも異論がなからう。したがって、行政の全体像を解明する第一歩は、この本質的契機である政策実施過程における行政を把握することだと考えるのである。

行政を政策実施の側面に限定したとしてもこれが実に多様なのである。伝統的に、政策の実施は中央政府と地方政府（自治体）の双方で分担されているが、政策Aは中央、政策Bは地方という具合に単純に分けられない。今日では市町村が多く、政策の実施を担当しているように見えるが、法令の解釈や市町村の事務処理の細部にわたるまで国が通達を出して定めていることがある。ある意味では中央と地方の協働関係が成り立っているといえるが、別の見方では、地

「私の研究」

方の政策実施にも中央政府のコントロールが及んでいるともいえる。中央・地方の関係は政策により、あるいは時により、さまざまなバリエーションを生み出している。したがって、行政の実態を明らかにするためには、法令の規定の如何に関わらず、実施体制がどの様に組み立てられているのかを实態に即して解明していかねければならない。この問題に対しては、中央・地方関係とか政府間関係の問題として多くの研究業績が蓄積されてきているが、行政全体を通じて体系的に政策実施の実態を整理する試みはまだほとんどないのが実情である。

ところが、最近では政策実施の体制がさらに複雑になってきている。前にも述べた行政改革の進展とともに、新しい実施体制が登場してきた。公社が民営化され特殊会社（純粋な民間企業とは異なり政府の関与が大きい）になったり、民間活力の導入ということで開発事業が民間デベロッパーの手で進められたり、あるいは広域行政の必要性から市町村が行っていた行政事務を広域行政に移行するといった動きが活発に

なった。いずれも、まったく新しい種類の実施主体が登場したのではなく、以前からあったものがその比重を増しただけのことであるが、これまで「その他」として一括していた実施体制を新たに検討対象にしながらはならなくなった。特に厄介なことには、民間部門が政策実施に深く関わっていると、これまで公共部門とか政府部門と呼ばれていた部分と民間との境目が曖昧になってくる。このように、行政学の研究対象は政府部門の行政事象であると単純化したとしても、今日ではそもそも政府とは何か、政府の範囲はどこまでかということが明確になっていないため、行政学の対象が定かなくなってきた。そこで、最近比重を増しているこれらの新しい政策実施体制を分析、検討し、類型化することも必要になっている。

このように、政策が実施されていく過程に着目することによって、現在の行政の動態が明らかになってくる。その行政の実態がはたして望ましいものであるのか、あるいは多くの問題を含んでいるのかの検討も

重要であるが、それに先だってまず行政全体を見渡すことができる「行政の地図」が必要である。地図にさまざまな図法や縮尺があり、目的に応じて使い分けると同じように、行政の地図も使用目的に応じて何種類か用意しなければならぬ。中央・地方関係や政府の基本構造を国際比較する場合と、特定の事業を実施する際にどのような実施体制を採用するのがもつとも有効かを検討する場合は、利用する地図は自ずと異なる。しかも行政は生き物のように日々変化している。十年近く孤軍奮闘しているが、行政の地図作りのゴールはなかなか見えてこない。

（大学法学部助教授）

私は、現在、同志社女子大学家政学部の流通経済学研究室に所属し、流通経済論のゼミおよび演習、講義や消費者政策論、経済学、食料経済などの講義を担当している。女子大学に着任したのは、一九九〇年四月である。

私がそれまでにずっと研究し続けてきた専門分野は、現代の農産物価格流通問題、とくに現代の米価問題である。本研究の成果は、これまで不十分であった農産物価格流通問題の定量的研究の方法を体系的に構築して、当研究を非農業部門や国民経済、国際経済との関連で理論的、実証的、定量的に一層展開したことである。

具体的には、次の諸課題を経済的弱者である消費者・農民の立場から追究してきた。
 (1) 農産物価格水準の低位性、卸売・小売業一般や農産物・鉄鋼取扱卸売・小売業の収益性、工業製品（消費財や生産財、農業生産財）の独占価格水準の定量分析、(2) 農工間など諸部門間の流出入価値の定量分析、(3) 農産物や鉄鋼の流通マージンの定量分析、(4) 農産物自由市場における低位価格形

成の基本的要因とメカニズムの理論的定量的説明、(5) 工業製品の独占価格形成のメカニズムの理論的定量的説明、(6) 農産物や工業製品等の内外価格差の定量分析、(7) 内外価格差形成のメカニズムの理論的定量的説明、(8) 農産物価格水準の低位性による農民層分解の歪曲化のメカニズムとその程度の理論的定量的説明などである。

研究と教育の両立をめざして

岩谷幸春

以上の諸課題の研究成果は、『農産物価格流通問題の理論的定量的研究』（博士学位論文、京都大学、一九九〇年三月）によって総括した。当該論文の後半部分を、『現代の米価問題』（楽遊書房、一九九一年）として公刊した。前半部分は、『農業と工業の価格問題』として刊行予定である。

同志社女子大学への着任を契機に、専門の守備範囲が農産物・食料品の価格流通問題から衣食住関連のあらゆる商品の価格流通問題へと広がるとともに、視点が経済学部や商学部のそれから家政学部のそれへと変化した。家政学は、真に豊かゆとりある人間生活の確立を目指して教育研究する総合実践科学である。

戦後日本の流通経済は大きな構造変化をとげ、今日複雑で深刻な諸問題を抱えている。近年、消費生活は、きわめて便利で豊かになったように見えるが、有害・欠陥商品や高価格商品などによる消費者の生命・健康・家計に対する被害はいうまでもなく、取引・契約やサービスにかかわる消費者被害も多発化し深刻化している。さらに、消費者の生活様式や生活文化は、巨大企業のマーケティング活動によって規定されたマナー、作り出されるようになってきている。そのため、生活文化には次のような歪みが見られる。① 浪費の傾向や使い捨て商品の氾濫 ② それによってもたらされた、ゴミ問題や自然環境の破壊・汚染問題などの深

「私の研究」

刻化、③主体性のない消費生活や余暇の過ごし方など。これに対して、さまざまな形の消費者運動が展開されているが、企業や行政の対応は立ち遅れている。

そこで、私は、「国民生活優先」、「真に豊かゆとりある国民生活の確立」、「消費者の権利の確立」という観点から、家庭生活との関連で、流通経済問題の研究と教育、社会的活動に取り組んでいる。

現在、具体的には次のような研究課題に取り組んでいる。また、取り組もうとしている。(1)市場構造・市場行動(マーケティング)と独占価格形成のメカニズム・独占価格水準の理論的定量的説明、(2)農産物価格問題の研究動向と今日的課題、(3)内外価格差とその形成メカニズムの理論的定量的説明、(4)国際化社会における国および京都府(京都市)の消費者政策の現状と課題、(5)京都市商業の現状と課題、(6)巨大メーカーのマーケティングと消費者問題の因果関係に関する研究等である。

流通経済学研究室のゼミは、本年度(一九九一年度)より開講された。ゼミ生は二

名であり、本年(一九九二年)三月に第一回の卒業生を出す。卒論研究の指導を通して、私も彼女らとともに学び、研究をする。教育方法や研究方法を磨き、新しい分野の研究を構想する。私にとって、教育と研究は車の両輪のごときものであり、両立を目指している。教育と研究は相互規定関係にあり、教育の充実は研究の充実につながり、研究の充実は教育の充実につながると考える。

彼女たちには、卒論研究を通して、自然・社会経済・人間生活に対する科学的な認識力と実践力、自らの考えを文字や言葉を通して的確に表現し伝達することのできる能力を養って欲しい。

彼女たちの卒論研究のテーマは、次の通りである。①高度情報化社会と消費生活——新しい消費者の時代に向けて——(足立)、②国民生活の豊かさや長時間労働(黒澤)、③中古車の流通と販売店経営の現状と課題(岡田)、④日本の家電産業における国際マーケティング(岡本)、⑤急成長したコンビニエンス・ストアの変革と展望(佐井)、

⑥地球環境にやさしいライフスタイルに関する研究(阪口)、⑦持家取得環境の悪化と土地・住宅問題(里)、⑧消費者の変化とヒット商品に見るメーカーの新製品開発戦略(澤田)、⑨京都市商店街の情報化戦略と銀行POSシステム導入——四条繁栄会商店街の事例を中心に——(塩川)、⑩カード社会の浸透と今後の展望(武田)、⑪米の小売流通の変化と消費動向(上野)、⑫熱帯雨林破壊と日本の木材貿易(上野)。

女子大学では、微力ながら将来、専門(職業)等を通して自らを社会および家庭に積極的に生かし、向上させていくことのできる主体的な人間形成をめざして女子教育に頑張るとともに、真に豊かゆとりある国民生活の確立をめざして学問・研究に一層精進する所存である。

(女子大学家政学部専任講師)